

令和4年2月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
令和3年(ネ)第4178号未払賃金請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和元
年(ワ)第23219号)
口頭弁論終結日 令和3年12月8日

5

判

決

控訴人 [REDACTED]

控訴人 [REDACTED]

10

上記両名訴訟代理人弁護士

河西 邦剛

同 佐藤 大和

同 向原 栄大朗

同 望月 宣武

同 安井 飛鳥

15

同 近藤 敬

松山市中野町甲1192番地

被控訴人 Hプロジェクト株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

渥美 陽子

20

同 松永 成高

宮西 啓介

同 宮本 祥平

主 文

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

25

事実及び理由

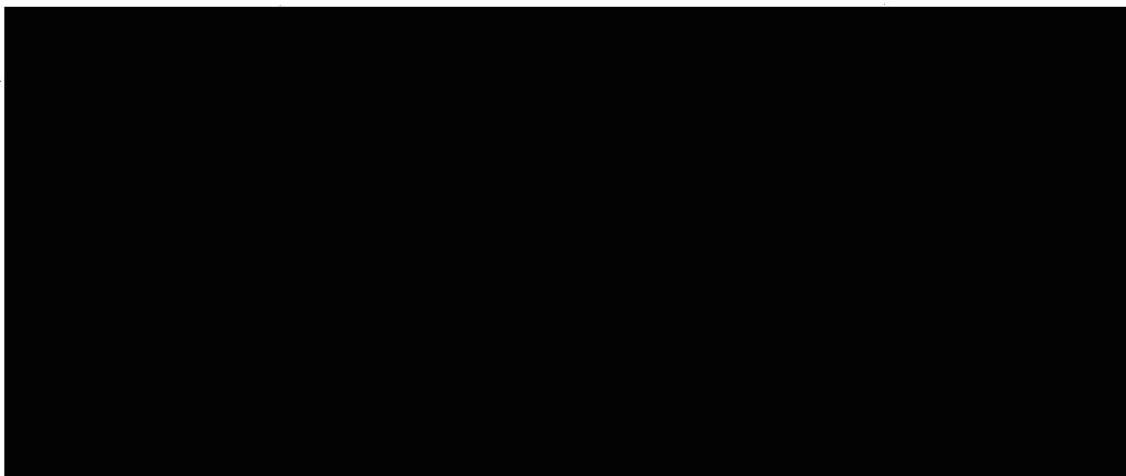
第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人 [] に対し、4万4048円及びこれに対する平成30年3月22日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。
5
- 3 被控訴人は、控訴人 [] に対し、4万4048円及びこれに対する平成30年3月22日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 10 1 本件は、亡大本萌景（以下「萌景」という。）の相続人である控訴人らが、萌景とアイドル活動等に関する専属マネジメント契約等を締結していた被控訴人に対し、萌景は労働基準法上の労働者であり、萌景が上記契約等に基づいて平成29年6月3日から平成30年1月21日まで（以下、この期間を「本件請求期間」という。）従事した販売応援業務の対価として支払われた報酬額は、最低賃金法所定の最低賃金額を下回る旨主張し、労働契約に基づき、上記報酬額と最低賃金法所定の最低賃金額との差額相当額の未払賃金及びこれに対する退職日の翌日である同年3月22日から支払済みまで賃金の支払の確保等に関する法律（以下「賃確法」という。）6条1項所定の年14.6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
15
20 原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したことから、控訴人らが本件各控訴を提起した。
- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する（当審における当事者の主張は、適宜、原審における当事者の主張に加える。）。ただし、原判決を次のとおり訂正する。
25
(1) 原判決2頁18行目の「であり」から20行目末尾までを次のとおり改め

る。



5

(2) 原判決2頁24行目から25行目にかけての「のメンバーとして活動して
いたものである」を「に所属してアイドル活動等をしていた者である（以下,
10 本件グループに所属してアイドル活動等を行う者を「本件グループのメンバ
ー」又は単に「メンバー」という。）」と、3頁6行目、13行目及び19
行目の各「締結した」をいずれも「取り交わした」と、6行目の「同契約」
を「同契約書に係る契約」と、14行目及び20行目の各「上記契約」をい
ずれも「上記契約書に係る契約」とそれぞれ改め、4頁18行目と19行目
15 の間に次のとおり加える。

「第5条 (費用)

萌景と被控訴人は、次に挙げる費用については負担することとする。

- ・萌景はレッスン場への行き来の諸経費
- ・萌景はイベントの集合場所への諸経費
- ・萌景は最初に支給した衣装が紛失・破損した場合の再購入費用

第2項 (支給)

- ・各時期により変わる衣装
- ・演出による衣装や靴、装飾品
- ・名刺
- ・県外への遠征によるイベント会場への交通費及び宿泊費」

25

(3) 原判決4頁22行目の「締結した」を「取り交わした」と、同行目の「この契約」を「同契約書に係る契約」と、5頁19行目の「締結した」を「取り交わした」と、6頁5行目の「被告」を「萌景」と、13行目、16行目、23行目、7頁3行目、5行目、7行目、8行目、9行目及び15行目の各「本契約」をいずれも「本件契約」とそれぞれ改め、5行目と6行目の間に次のとおり加える。

5 「(経費の負担)

第8条 萌景と被控訴人は、次に挙げる費用についてそれぞれ負担する。

10 ① 萌景の負担に係る経費

- イ) トレーニング場への移動に係る諸経費
 - ロ) イベントの集合場所への移動に係る諸経費
 - ハ) 被控訴人が萌景に支給した衣装が紛失・破損した場合の再購入に係る衣装代
- 二) 傷害保険料（実費）

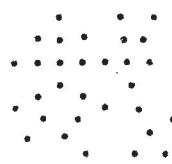
15 ② 被控訴人の負担に係る経費

- イ) 被控訴人が必要に応じて萌景に支給する衣装の経費
- ロ) タレント活動に必要とする衣装、靴、その他の装飾品の経費
- ハ) 被控訴人の要請により萌景が遠隔地に出張するための交通費及び宿泊費

20 二) 萌景の名刺代」

(4) 原判決7頁18行目の「の無断欠席」を「を無断で欠席」と、8頁18行目の「作成した」を「萌景に交付した」と、10頁9行目の「4月9日」を「6月3日」とそれぞれ改め、10行目の「まで」の次に「(本件請求期間)」を加え、11頁14行目の「(3)」を「(4)」と改める。

25 (5) 原判決12頁21行目の「照らすと」を「照らし、さらに、本件は、アイドルについての労働者性が問題となる事案であり、アイドルには、社会的な



知識及び経験の乏しい年齢の者が多く、アイドル本人が自己の権利を保護するため適切な判断をすることを期待することが難しいため、法的保護の必要性が高いことから、アイドル活動による売上げが発生していたか否か、その利益が芸能事務所に帰属していたか否かという他人利用性の要素やアイドルの年齢を加味して判断すれば、」と改める。

5

(6) 原判決13頁4行目の「認められ、」の次に「萌景は、当時16歳という年少者で、精神的に未成熟で他者からの影響を受けやすかったため、以下の(ア)から(エ)までの条項の存在自体が、事実上、萌景に対して大きな影響力を有し、萌景は、これらによって被控訴人との関係において精神的に強く拘束されたことも考え併せれば、」を加え、6行目の「2条」を「2条1項」と、8行目の各「本契約」をいずれも「本件契約」と、22行目の「原告らから活動ごとに一定割合の」を「被控訴人から本件報酬等規程に定められた」と、14頁12行目の「なっていた」を「なっており、「指定オファー」とされていたイベントに全て参加した場合に限り専属料が支払われるものとされていた」とそれぞれ改め、16行目と17行目の間に次のとおり加える。

10

「シフト制を採用する労働契約においては、仮に、使用者側と労働者側がスケジュール調整をしている段階において、労働者が勤務日時について使用者に自らの意思を伝えることができたとしても、労働者に諾否の自由が存在することにはならない。諾否の自由については、労働者と使用者の間のスケジュール調整により勤務日時が一応確定した段階以降において労働者側に諾否の自由が存在したか否かを中心として検討すべきである。

15

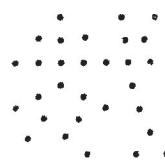
上記の観点からすると、本件グループのメンバーは、イベントの約1か月前にイベントの参加又は不参加を決めていたことからすれば、萌景ら本件グループのメンバーがイベントへの「参加」又は「不参加」を本件システムに入力する段階は、法的にはスケジュール調整の段階にとどまると評価することができるところ、萌景は、本件システムに「参加」と入力した後におい

20

て、休みの取得を明確に拒絶されており、萌景に諾否の自由がなかったことは明らかである。

したがって、スケジュール調整段階にとどまる本件システムの入力段階において、萌景がイベントへの参加又は不参加を選択することができたとしても、萌景に労働者性の判断における諾否の自由があったことにはならない。さらに、本件においては、指定オファーと呼ばれる制度が存在し、被控訴人が作成した本件報酬等規程に、指定オファーとされたイベントに欠席するとペナルティが課されることが明記されていること、指定オファーに該当するか否かの判断は被控訴人代表者が行っていたこと、本件システムにおいて本件グループのメンバーがイベントに参加するか否かの回答を被控訴人が行う代理回答という制度があることからすれば、被控訴人は、本件システムへの入力段階、すなわちスケジュール調整段階においても、萌景に対して指揮監督権限を有していたといえる。そして、萌景は、少なくとも指定オファーについては許否の自由を有していなかったところ、平成29年10月には、同月に予定されていたイベントの約半数に当たる12の業務が指定オファーとされ、指定オファーとされた業務の割合も小さくなかったことからすれば、本件システムへの入力段階においても被控訴人の強い指揮監督が及ぼされていたといえる。」

(7) 原判決14頁24行目の「なかった」を「なく、販売応援は、ステージパフォーマンスを行うための代償として強いられた業務であった」と改め、15頁12行目の「かったし、」の次に「本件報酬等規程には、遅刻した者はペナルティを課すと定められており、実際にも」を、同行目末尾に「イベント終了後に行われる反省会についても、被控訴人代表者又はスタッフの誰かが必ず出席し、長い時には4時間から5時間も継続するにもかかわらず、本件グループのメンバーのほぼ全員が出席して途中で抜け出す者はほとんどいなかったのであるから、本件グループのメンバーは、被控訴人により反省



会への参加を事実上強制されていたといえる。」をそれぞれ加える。

(8) 原判決15頁18行目の「ものであり、」の次に「被控訴人代表者も原審における代表者尋問において、上記金員を「日当の代わり」に支払ったと供述していることからすれば、」を加え、23行目と24行目の間に次のとおり加え、同行目の「キ」を「ク」と改める。
5

「キ 他人利用性の有無

本件グループのメンバーの農業アイドルとしての活動は、被控訴人が取引先から報酬を得るために受託して当該取引先に提供した業務の主要部分を構成し、その活動による売上げが被控訴人の経営を支えていたこと、特に本件グループにおいて平成29年度の売上げがトップであった萌景は、本件グループの中心的存在であり、萌景の活動が被控訴人の事業計画の重要な部分に組み込まれていたことからすれば、萌景が行った販売応援は、他人である被控訴人のための労働であることが明らかである。
10

したがって、本件においては、労働の他人利用性が認められ、萌景は、労務の提供をする者に当たる。仮に、本件契約等について萌景が自己実現を主な目的として被控訴人との間で自発的に契約を締結した面があるとしても、労働者性の有無の判断においてこの点を過度に重視すべきではない。」
15

(9) 原判決16頁10行目及び11行目の各「萌景ら」をいずれも「萌景ら本件グループのメンバー」と、13行目の「萌景ら」から14行目の「活動の」までを「萌景の希望に応じて萌景にアイドル的な活動を行う」とそれ改め、15行目の「があり、」の次に「萌景が被控訴人に役務を提供することを内容としていたとはいえず、」を加え、15行目と16行目の間に次のとおり加える。
20

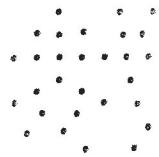
「 なお、萌景ら本件グループのメンバーは、職業的に芸能活動を行う者ではなく、被控訴人も農業事業者であつて芸能事務所ではなく、被控訴人が本件
25

5 グループを発足させ、萌景ら本件グループのメンバーにアイドル的な活動を行わせていたのは、あくまで、広報、宣伝による愛媛県の農業の振興、地域の活性化のためであり、萌景ら本件グループのメンバーが被控訴人を離れて同様の活動を行ったり、売上げを発生させたりすることはできなかつたのであるから、萌景を「アイドル」とみなすのは相当でない。また、役務の提供を受ける者に利益が生じることや役務を提供する者の年齢は、一般に労働者性の判断要素であるとは考えられておらず、アイドルについても一般的な労働者性の判断方法と異なる方法を用いるべき理由はない。」

10 (10) 原判決17頁1行目と2行目の間に次のとおり加え、4行目、6行目

15 及び7行目の各「「参加する」」をいずれも「「参加」」と改める。

15 「萌景ら本件グループのメンバーは、アイドル的な活動に参加することを望んで本件グループに加入していたのであり、本件システムを介して被控訴人から提案されたイベント等の活動につき、本件システムにおいて「参加」を選択することにより、被控訴人に対し、当該活動に参加することができ、かつ、参加を希望していることを積極的に告げるものである。したがって、萌景は、本件システムにおいて「参加」を選択することにより、被控訴人に対し、当該活動に参加することができるこ20 表明した場合、実際に当該活動に参加することができる相当の蓋然性をもって見込まれ、被控訴人の関係者はその表明を信頼し、萌景が当該活動に参加することを前提としてその準備等を行うことになる。萌景が上記表明を撤回し、イベント等に参加しないこととなれば、本件グループのメンバ25 バー、被控訴人のスタッフ及び取引先の予定が狂い、不測の損害が生じ得るのであるから、上記表明をした場合にこれを任意に撤回することができないのは当然のことである。この点、本件システムにおいて「参加」を選択することは、シフト制の労働契約において労働者が特定の日時の勤務を望まない旨を告げるという趣旨で行われるということの多い労使



間のシフトの調整とは性質が異なる。」

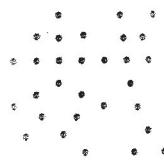
(11) 原判決17頁23行目と24行目の間に次のとおり加える。

「(ウ) 地産地消フェアにおける販売応援への参加の自由について

5 萌景は、ライブと販売応援とが一体となって同一の機会に行われる休日の活動についても、その全部について、本件システムにおいて「不参加」を選択し、これに参加しないことができたから、休日の販売応援がライブと同一の機会に行われていたことを考慮しても、萌景は、この販売応援への参加について諾否の自由を有していた。

そもそも、萌景ら本件グループのメンバーは、人前で声を出して明るく振る舞う販売応援について、歌唱やダンス、MC（司会）といった典型的なアイドル活動に通ずる技術を習得する機会であると考え、積極的に参加していたものであり、休日のライブと販売応援は一体となつたアイドル的な活動であると考えて販売応援に参加しており、ライブに参加するための代償として販売応援に参加するという認識はなかった。」

10 (12) 原判決18頁15行目末尾に「反省会は本件グループのメンバーらが始めたものであり、長い時には4から5時間程度かかることがあったが、短いときは10分程度で、平均すると1時間程度であった。反省会への参加は任意で、萌景ら本件グループのメンバーが反省会について被控訴人からの指揮命令を受けていたこともない。」を、19行目の「[]」の次に「(以下「[]」という。)」をそれぞれ加え、同行目の「同人」を「[]」と改め、20行目の「日当又は」を削除し、19頁9行目末尾に「被控訴人代表者が原審における代表者尋問において上記報酬を日当の代わりに支払ったと供述したのは、社会人であった[]に対して支払った報酬についてであって、萌景ら本件グループの他のメンバーに対して支払った報酬についてではなかったし、上記のとおり、[]に対し



ても補償として支払ったのであり、労務の対価として支払ったものではなく、被控訴人代表者も、上記「日当」という用語を労務の対価として支払ったことを意味する趣旨で用いたものではなかった。」を加え、24行目と25行目の間に次のとおり加える。

5 「キ 他人利用性又は役務提供契約性

そもそも役務提供型の契約（雇用、請負、委任、寄託等）においては、役務の提供を受ける側の当事者（使用者、注文者、委任者、寄託者等）は、当該役務の提供を受けることで利益を得ることを目的として契約を締結しており、役務の提供を受ける者がそのことで利益を生じること（控訴人らの主張する他人利用性）は、役務の提供者の労働者性の判断要素であるとは考えられていない。

農地所有適格法人として農業を営む被控訴人において、本件グループの活動から得られる売上げは、売上げ全体の10分の1程度であったこと、本件グループの運営は、被控訴人の本来的な事業に属するものではなく、萌景ら本件グループのメンバーの活動は、被控訴人の一般の従業員とは異なるものであったこと、被控訴人は、アイドル的な活動を好む萌景ら本件グループのメンバーに対し、その希望に応じてアイドル的な活動に参加する機会を提供していたことに照らすと、萌景が本件グループの活動に参加していたことが被控訴人のための労務の遂行としての側面を有していたとはいはず、萌景は被控訴人に対して「労務を提供する者」には当たらない。」

- 20 (13) 原判決20頁1行目の「(4)」の次に「アからチまで」を、3行目の「したがって、」の次に「本件請求期間において」をそれぞれ加え、8行目の「萌景ら」を「萌景ら本件グループのメンバー」と、21頁1行目の「萌景らメンバー」を「萌景ら本件グループのメンバー」と、7行目の「留まる」を「とどまる」とそれぞれ改め、25行目の「被告が」

から同行目の「地産地消フェアに」までを「萌景が本件請求期間において平日に地産地消フェアに参加したのは13回であり、被控訴人が萌景に対し、これに」と改め、26行目の「2万7000円」の次に「(平成29年6月分6000円、同年9月分の6000円、同年10月分の3000円、同年11月分の9000円、平成30年1月分の3000円)の合計)」を、22頁2行目の「2万6250円」の次に「(同年7月分の1万2600円、同年8月分の5950円、同年9月分の7700円の合計)」をそれぞれ加え、6行目から7行目にかけての「本件請求期間中に」を「本件請求期間において平日に」と改める。

10 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

(1) 原判決22頁11行目の「関係各証拠」から14行目の「」までを「後掲各証拠」と、23頁12行目の「参加してもらいたいと考えた」を「当該イベント等の内容に応じて参加候補者として指定した」とそれぞれ改め、24頁3行目の「しかしながら、」の次に「本件グループのメンバーは、」を加え、6行目の「13、」を削除し、同行目の「31まで、」の次に「39の1から10まで」を、17行目末尾に「本件グループのメンバーは、イベントの終了後、メンバーの中で被控訴人からリーダーに指定された者の司会進行で反省会を行っていたが、その時間は決まっておらず、その参加は義務付けられていなかった。」を、23行目冒頭に「■」を、25頁9行目の「ことにした。」の次に「また、控訴人は、メンバーの一人で当時社会人であった■が仕事（非正規雇用）を休んで平日の販売応援に参加した際、■に対し、その分の給与をもらえなくなることへの補償の趣旨で金銭を支払うようになったことがあり、その後、■にだけ上記金銭を支払うのは不

公平になると判断し、公平の見地から、■に限らず、平日の販売応援に参加したメンバーには1回当たり2000円の報酬を支払うこととした。」をそれぞれ加え、11行目の「締結し」を「取り交わし」と、12行目の「同契約では、萌景が販売応援に従事した」を「萌景と被控訴人との間で、同契約書に係る契約において、被控訴人が萌景に対し、萌景が平日の販売応援に参加した」とそれぞれ改め、20行目の「従い、」の次に「萌景に対し、」を加え、21行目の「販売応援をした」を「平日の販売応援に参加した」と、26頁18行目の「締結した」を「取り交わした」とそれぞれ改め、21行目の「甲6、7、12、」を削除する。

(2) 原判決27頁16行目の「前記前提事実及び前記1の認定事実」を「前記前提事実(2)エ、オ及び(4)、前記認定事実(5)ア及びイ」と、同行目の「本件賃金請求期間中」を「本件請求期間において」と、21行目の「前記前提事実及び前記1の認定事実」を「前記認定事実(2)イ及び(5)イ」とそれぞれ改め、28頁1行目の「萌景は、」の次に「もともと生業ではなく、通学しながら本件グループのメンバーとしてイベント等に参加するなどのタレント活動に参加していたところ、」を加え、3行目の「いえず」から4行目末尾までを「いえないというべきである。」と改め、18行目から19行目にかけての「証拠(乙48の3)によれば、」を削除し、24行目の「1月」を「1月頃」と、29頁17行目の「平成28年」を「平成29年」とそれぞれ改め、30頁21行目の「認め難く、」の次に「本件システム上、萌景は上記イベントに参加することになっておらず(ただし、萌景は、実際には午後5時からライブから参加した。甲15の15、乙23、49、55)」を、31頁13行目の「萌景が、」の次に「平成30年2月4日」を、14行目の「参加を」の次に「被控訴人により」をそれぞれ加える。

(3) 原判決31頁24行目の「原告らは、」の次に「萌景ら本件グループ

5

10

15

20

25

のメンバーがイベントへの「参加」又は「不参加」を本件システムに入力する段階は、法的にはスケジュール調整の段階にとどまると評価することができるところ、」を、32頁1行目の「しかしながら、」の次に「本件グループのメンバーは、アイドル的な活動に参加することを希望して本件グループに加入した者であるところ、誰がどのイベントに参加するかについては、本件システムにおいて、被控訴人が当該イベント等の内容に応じて参加候補者として指定したメンバーの予定に当該イベント等を登録した後、上記指定されたメンバーは、当該イベントの内容を確認した上で、そのうち当該イベントへの参加を希望する者だけが「参加」を選択するため、「参加」を選択した者については、参加人数の制限を超えた場合、希望者が必要な技量を有していないなどの事情のない限り、その時点で当該イベントに参加することが予定されることとなり（ただし、その後も学校の関係や体調の問題等、メンバー側の事情で「参加」を選択したイベントに参加することが困難になった場合については、参加しないことが認められていた。），」をそれぞれ加え、3行目の「証人■」を「55, ■, 被控訴人代表者」と改め、9行目の「なく、」の次に「労働者の勤務日時の就労の希望を聴いて特定の日時の就労者を誰とするか調整して決定するシフト制とは全く異なるのであって、」を加える。

(4) 原判決34頁18行目と19行目の間に次のとおり加える。

「そして、萌景が被控訴人から支払を受けた報酬についてペナルティ・相殺他として控除を受けたのは、本件報酬等規程等において萌景が負担するものとされている傷害保険料等の実費、破損した靴の費用、被控訴人が東京で行われるイベントに参加することを希望した萌景のために立て替えた交通費及び宿泊費等であり、ポイントが減らされているのも忘れ物又は遅刻によるものであってイベントやレッスンに参加しなかった

ことによるペナルティを課されたことはなかったことも考慮すれば（前記前提事実(3)，甲14の2から8まで，控訴人■本人，被控訴人代表者），上記罰金やペナルティの定めが存在することにより，萌景がイベント等の活動に参加するか否かを決めるに当たってその意思決定に影響を受け，イベント等の活動への参加の諾否の自由を妨げられたとは認められない。」

(5) 原判決34頁21行目の「ものであり，」の次に「被控訴人代表者も，原審における代表者尋問において上記金員を「日当の代わり」に支払ったと供述していることからすれば，」を加え，35頁1行目の「対償」を「対価」と，2行目の「原告」を「控訴人ら」とそれぞれ改め，4行目の「これは」の次に「前記認定事実(3)の経緯や趣旨で支払われるようになったもので（被控訴人代表者も，上記代表者尋問で当時仕事（非正規雇用）を休んで平日の販売応援に参加した■に対し，その分の給与をもらえなくなることへの補償の趣旨で「日当の代わり」に金員を支払ったと供述したにすぎないことが認められる。），」を加え，17行目及び18行目を次のとおり改める。

「(6) 他人利用性の有無等

控訴人らは，本件グループのメンバーの農業アイドルとしての活動による売上げが被控訴人の売上げを支えており，特に萌景は本件グループにおいて平成29年度の売上げがトップであり，本件グループの中心的存在であったことからすれば，萌景の活動は，他人である被控訴人のための労働であり，萌景は，労務の提供をする者に当たると主張する。

しかし，役務の提供を受ける者がそのことで利益を得ることが役務の提供者の労働者性を判断する要素とはならないというべきである。

また，控訴人らは，本件において労働者性を判断するに当たり，萌景が当時16歳であったことを考慮すべきであり，本件契約における制限条項の存在自体が，事実上，萌景に対して多大な影響力を有しており，精

5

神的な拘束力も強かったと主張するが、前記(1)から(3)までに説示したとおり、萌景は、イベント等について自らの都合により不参加とすることがあり、被控訴人が萌景に対しイベントへの参加を強制することがあったとは認められず、控訴人らの上記主張する点を考慮しても、上記判断は左右されない。」

10

(6) 原判決35頁19行目の「(6)」を「(7)」と改め、24行目の「しかしながら、」の次に「販売応援への参加についても他のイベントと同様に萌景に諾否の自由があり、平日の販売応援について支払われる報酬は、本件グループのメンバー間の公平の見地から支払われていたものであって、販売応援という労務に対する対価としての性質は小さかったことは、前記(1)から(3)まで及び(5)に説示したとおりである。また、「」を、36頁6行目の「いえず、」の次に「ライブ等と比較すればアイドル活動としての性格が弱いとはいえ、」をそれぞれ加え、7行目の「販売活動」を「販売応援」と改める。

2 結論

15

よって、控訴人らの請求はいずれも理由がなく棄却されるべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

20

裁判長裁判官

中村 やす志

裁判官

閑根 規夫

裁判官

餘多分 亞紀

これは正本である。

令和 4 年 2 月 16 日

東京高等裁判所第 15 民事部

裁判所書記官 我妻由紀